

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

第1回調査検討会議資料

令和元年6月28日(金)

【目次】

1. 本調査検討会議の論点	…	3
2. 福岡県及び福岡市が導入を予定 している宿泊税の概要	…	9
3. 財政需要について	…	16
4. 税以外の適切な手法の検討	…	40
5. 課税要件等の検討	…	43

1. 本調査検討会議の論点

1. 本調査検討会議の論点

- 福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税(市町村交付分100円、県主体事業分100円)を課する条例案が県議会に提出されている。
- 一方、福岡市域では、福岡県、福岡市の役割分担を調整した結果、双方の合計税額を原則200円とし、福岡県が50円、福岡市が150円を課する条例案が市議会に提出されている。
- ついては、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する政令市である本市においても、独自の課税について検討する。
- なお、検討にあたっては、平15・11・11 総税企第179号総務省自治税務局長通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」を参考に行うものとする。

1. 本調査検討会議の論点

(1) 総務省「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準」

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められる事物をいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関する各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

1. 本調査検討会議の論点

(2) 総務省「法定外税の検討に際しての留意事項」

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において③法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、②税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において③その税収入を確保できる税源があること①その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか③徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して③原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

1. 本調査検討会議の論点

(3) 本検討会議の論点

本検討会議では、地方分権推進の一環として法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、また、総務省自治税務局長通知の内容を十分考慮した上で、下表に示す論点を主に検討すべきと考えられる。

主な論点	検討すべき内容
①税収入を必要とする財政需要があるか	観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上での今後の観光振興に向けた施策の方向性 → 「3. 財政需要について」を参照
②税以外により適切な手段がないか	税以外の手法の整理と妥当性 → 「4. 税以外の適切な手段の検討」を参照
③目的、対象等から見て適当な税、期間であるか 税収入を確保できる財源があるか 徴収方法が適当であるか (課税要件)	・納税義務者、課税標準 ・徴収方法、特別徴収義務者 ・税率、免税点 ・入湯税の制度改正の必要性 ・定期的な税のあり方の検証期間 → 「5. 課税要件等の検討」を参照

1. 本調査検討会議の論点

(4)法定外税の新設等の手続き(総務省HPより)

現行制度の概要

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となつたほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続

```
graph LR; A[地方団体  
議会] -- "条例可決後協議" --> B[総務大臣]; A -- "意見の提出" --> C[特定納税義務者]; C -- "意見の聴取" --> A; B -- "同意" --> A; B -- "意見" --> D[地方財政審議会]; B -- "通知" --> E[財務大臣]; B -- "審査の申出  
(不服がある場合)" --> F[国地方係争処理委員会]; F -- "報告  
(開示が不适当と認めるとき)" --> B;
```

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1／10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

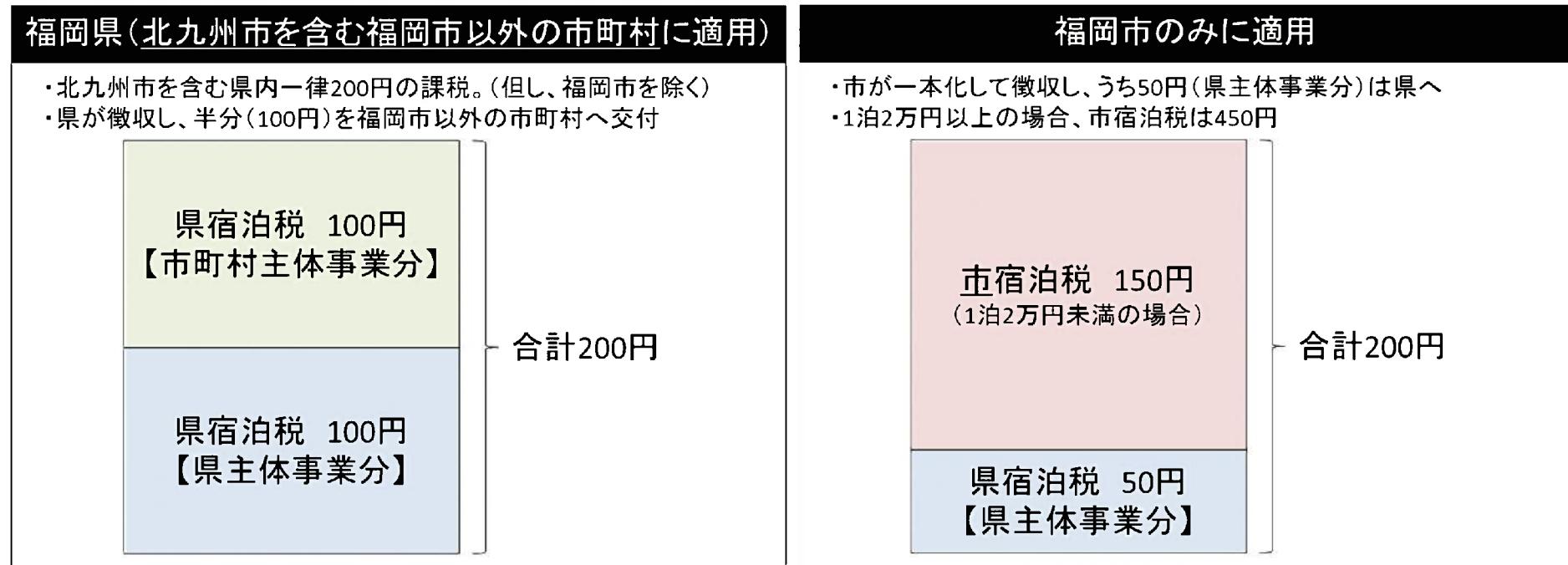
課税団体	福岡県	福岡市
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定する旅館業 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	福岡市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> ・旅館業 ・住宅宿泊事業
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左
徴収方法	・特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。)	同左
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊につき宿泊料金が、①2万円未満:150円、 ②2万円以上:450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み。さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	なし	なし
課税免除	なし	・なし
課税期間	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う規定有	福岡県に同じ
入湯税	なし	宿泊1人1泊あたり150円⇒50円

※赤字下線部分は、福岡県と福岡市で異なる点を示す。

※特別徴収義務者の欄は、条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者はほぼ同様である。 10

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

福岡県と福岡市の制度で異なる「税率」に着目すると、下図のような違いが見られる。



※福岡県は条例可決前、福岡市は総務省同意前の内容である。

仮に、北九州市において福岡市同様の制度を導入した場合、以下のようなメリット、デメリットが考えられる。

メリット

- ◆福岡県からの交付金より多くの税収が見込める
- ◆県よりも市の方が身近であるため、特別徴収義務者等の市民の意見を観光施策に反映しやすい
- ◆税収の使途や効果について、市議会のチェック機能が働く
- ◆高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対して応分の負担を求めることができるようになる など

デメリット

- ◆独自課税に伴う徴税費用が発生する
- ◆宿泊料金により税額が異なる仕組にした場合、特別徴収義務者の事務負担が増加する
- ◆市税と県税が混在することについて、事業者から宿泊者(納税義務者)に対し、丁寧に説明する必要性が生まれる など

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡県が取り組む必要がある観光振興施策(概要イメージ)

【福岡県が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】

<観光資源の魅力向上>

- 市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり
- 広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備
- 体験型観光プログラムの造成・販売支援

<受入環境の充実>

- 空港の観光案内所の整備・運営支援
- 宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援
- 多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供

<効果的な情報発信>

- 県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成
- 航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン

<観光振興に係る体制の強化>

- ビッグデータを活用したマーケティング
- 観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DM
- 設立支援の充実

【市町村が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】

<観光資源の魅力向上>

- 自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組への支援
- 観光の核となる施設整備に対する支援

<受入環境の充実>

- 観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援
- 住民生活との調和を図るための施策

<効果的な情報発信>

- 国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援

<観光振興に係る体制の強化>

- 観光協会の体制強化に向けた取組への支援

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

5 今後必要となる観光振興策と事業規模

- (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取り組み：1,721 百万円
(観光客、MICE・ビジネス客、市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	MICE施設の充実 (拡充)	MICE施設の利便性・快適性 の向上や機能強化	700
MICEの振興	MICE誘致の強化 (拡充)	質の高いMICE誘致、 推進体制の強化	170
観光資源の魅力の増進等	観光拠点の形成 (新規)	エリア観光の回遊拠点の形成	200
受入環境の整備	観光バス駐車場、乗降場の整備 (拡充)	九州各地へのアクセス強化 のための整備	92
受入環境の整備	Fukuoka City Wi-Fi の利便性向上 (拡充)	高速化とスポット拡充	424
受入環境の整備	観光案内所の充実 (拡充)	既存施設の機能強化や 新規設置	100
受入環境の整備	九州周遊ルート形成のための デジタルマーケティング (新規)	ビッグデータ等を活用した 動向調査・分析	25
観光資源の魅力の増進等	フライ＆クルーズの推進 (新規)	前泊、後泊を伴う博多港を 発着するクルーズの推進	10

※「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」より抜粋 13

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

(2) 大型 MICE 等の集客拡大に対応するための取り組み：1,237 百万円
(観光客、MICE・ビジネス客向け、市民・事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	大規模MICE受入準備 (既充)	キャッシュレスの推進など 地域の受入体制の強化	100
MICEの振興	ユニークペニューの開発 (既充)	水辺や歴史文化施設を活用 したユニークペニュー開発	50
受入環境の整備	来訪者にもやさしい環境づくり (新規)	MICE受入や観光施設での ユビバーサル設計	247
観光資源の魅力の増進等	MICE開催おもてなし事業 (既充)	ミストによる暑さ対策や 花を用いた歓迎	119
受入環境の整備	観光案内サイネージ充実強化 (既充)	デジタルサイネージの設置 やIoTを活用した案内強化	340
受入環境の整備	観光地等の公衆トイレの整備 (新規)	トイレの洋式化や バリアフリー対応	114
受入環境の整備	災害時の外国人観光客対応 (新規)	災害発生時に必要な情報を 入手できる環境整備等	11
観光資源の魅力の増進等	都市の魅力的なコンテンツづくり (既充)	夜の魅力づくり、エンタメ の魅力向上等	256

※「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」より抜粋

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

(3) 観光産業や市民生活へ着目した取り組み：544百万円
(市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
観光産業の振興	宿泊施設のめちてなし 環境づくり支援 (新規)	宿泊施設におけるトイレの 洋式化や案内表示の多言語化 の補助	50
観光産業の振興	宿泊施設の経営強化・ 魅力発信支援 (新規)	経営強化のためのセミナー 実施やP Rの支援	43
観光産業の振興	協同販売義務者への事務負担 (新規)	特別徴収義務者への支援	70
観光産業の振興	観光事業者のインバウンド 対応促進 (新規)	多言語対応支援や ビジネスマッチング	40
持続可能な観光振興	マナー啓発事業 (既存)	映像やパンフレットによる マナー啓発	54
持続可能な観光振興	宿泊を含む宿泊施設等の指導強化 (既存)	環境衛生監視員の増員	147
	宿泊税導入に係る経費	徴税費用等	140
5 (1)~(3) 事業費合計			3,502

※ 個別事業費や総額については、今後、必要な行政需要があることを示すために試算したものである。

よって、宿泊税を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と収税見込みに応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

※「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」より抜粋